

平成20年度
介護予防支援事業者への集団指導研修資料

平成20年11月
広島市

目 次

	(ページ)
1 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要	1
2 都道府県・市町村が実施する指導監督の在り方について	6
3 指定居宅介護支援事業者の指定取消しについて	7
4 介護サービス事業に係る事務負担の見直しについて	8
5 【介護予防支援事業者】変更届に係る添付書類一覧	14
6 指定介護予防支援事業所の管理者について	16
7 各サービスにおける介護報酬算定に係る指摘事項等	17
8 介護予防サービス・支援計画書の期間の考え方について	36
9 厚生労働省確認事項Q&A（広島県）	38

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)

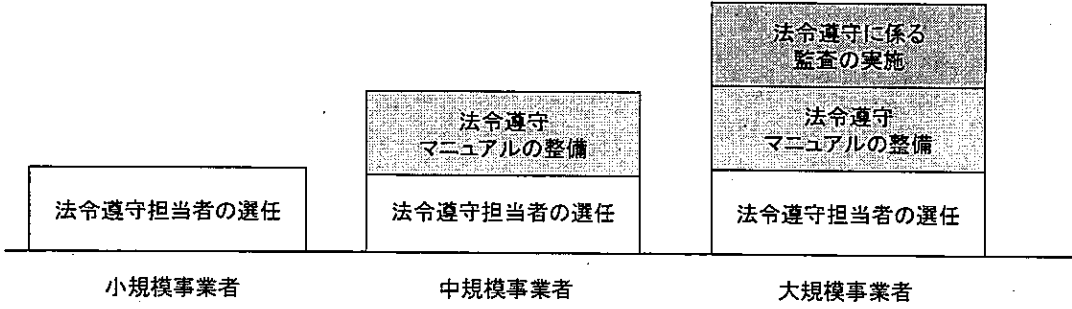


施行期日：公布の日から一年以内の政令で定める日

業務管理体制の整備

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(法令遵守等の業務管理体制整備の例)



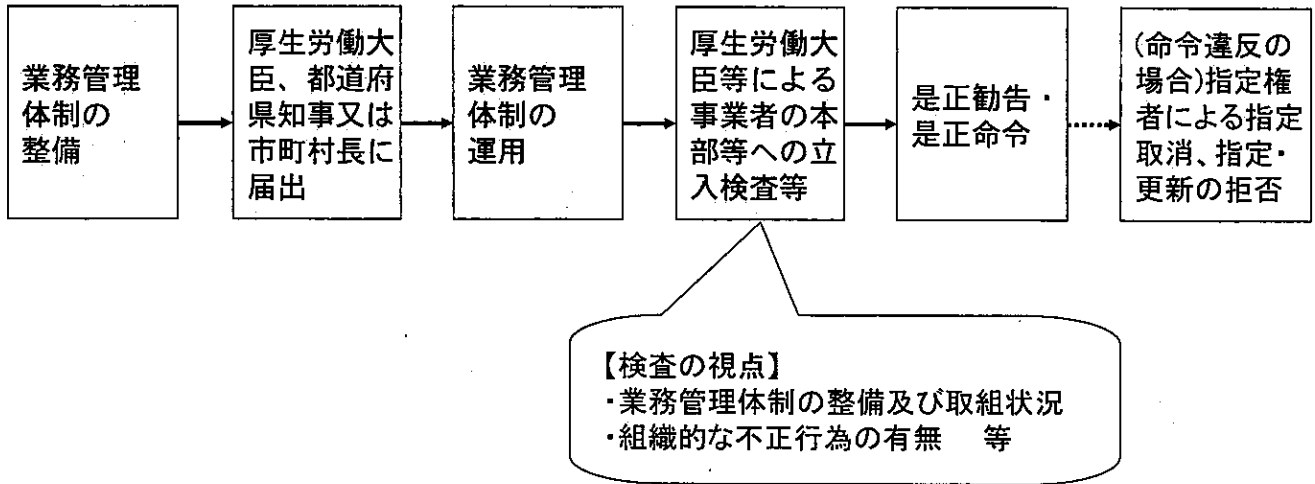
届出先

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

事業者の本部等への立入検査等

○ 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。

(業務管理体制整備義務に違反した場合の流れ)



※ 業務管理体制の整備に係る指導監督を行う場合、情報の相互提供など事業所の指定権者と密接に連携の下に行うこととされている。

3

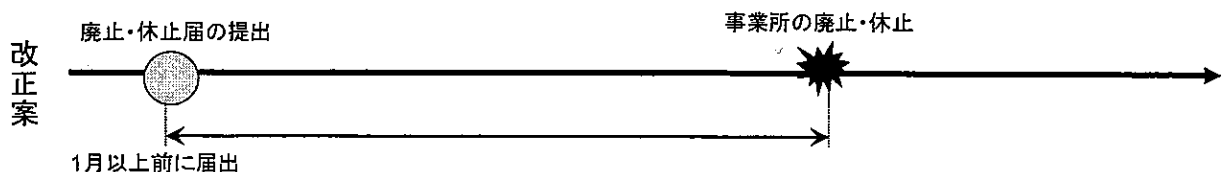
処分逃れ対策①(事前届出制の導入)

○ 事業の廃止・休止届の提出について、廃止・休止後10日以内の事後届出制から1月前の事前届出制に改め、処分逃れを目的とした廃止・休止届の提出の防止と、利用者の保護を図る。



【問題点】

- ① 指定取消等の処分前に廃止・休止届を提出されると、事業所が存在しないため処分できない。
- ② 事後届出制のため、利用者のサービス確保がなされているかあらかじめ確認できない。



【効果】

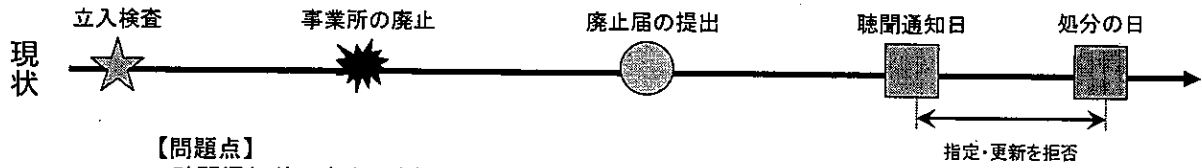
- ① 廃止・休止届が提出されても1ヶ月間は事業所が存在するため、指定取消等の処分が可能になる。
- ② 利用者のサービス確保のための時間が確保される。

※ 老人居宅生活支援事業、有料老人ホーム等老人福祉法上の廃止・休止届出についても合わせて同様の見直しを行う。

4

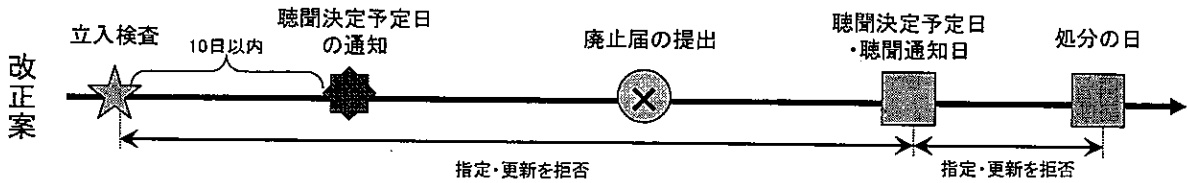
処分逃れ対策②(立入検査中の廃止届の制限)

○ 立入検査の日から10日以内に、指定権者が聴聞をするかしないか決定する日(聴聞決定予定日)を事業者へ通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事由に追加する。



【問題点】

聴聞通知前に廃止届を提出されると、事業所が廃止されているため処分できない。
※ 聴聞通知後の廃止届の提出は指定・更新拒否できる。



【効果】

監査中に指定取消処分を予想した事業者が廃止届を出すと、他の事業所の指定・更新が拒否される
→ 処分逃れを防止

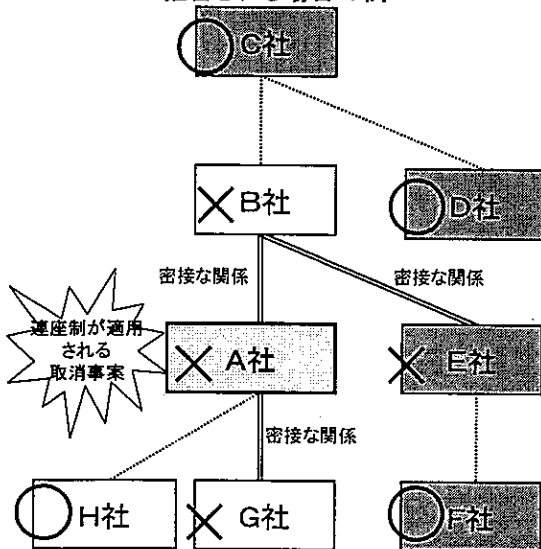
5

処分逃れ対策③

(密接な関係にある者が指定取消を受けた場合の指定・更新拒否)

○ 申請者(法人に限る)と同一法人グループに属する法人であって、密接な関係を有する法人が、指定取消を受けた場合について、指定・更新の欠格事由に追加する。

同一法人グループ内で指定・更新が拒否される場合の例



×: 指定・更新の拒否
○: 指定・更新が可能

次のすべての要件に該当する場合、指定・更新が拒否される。

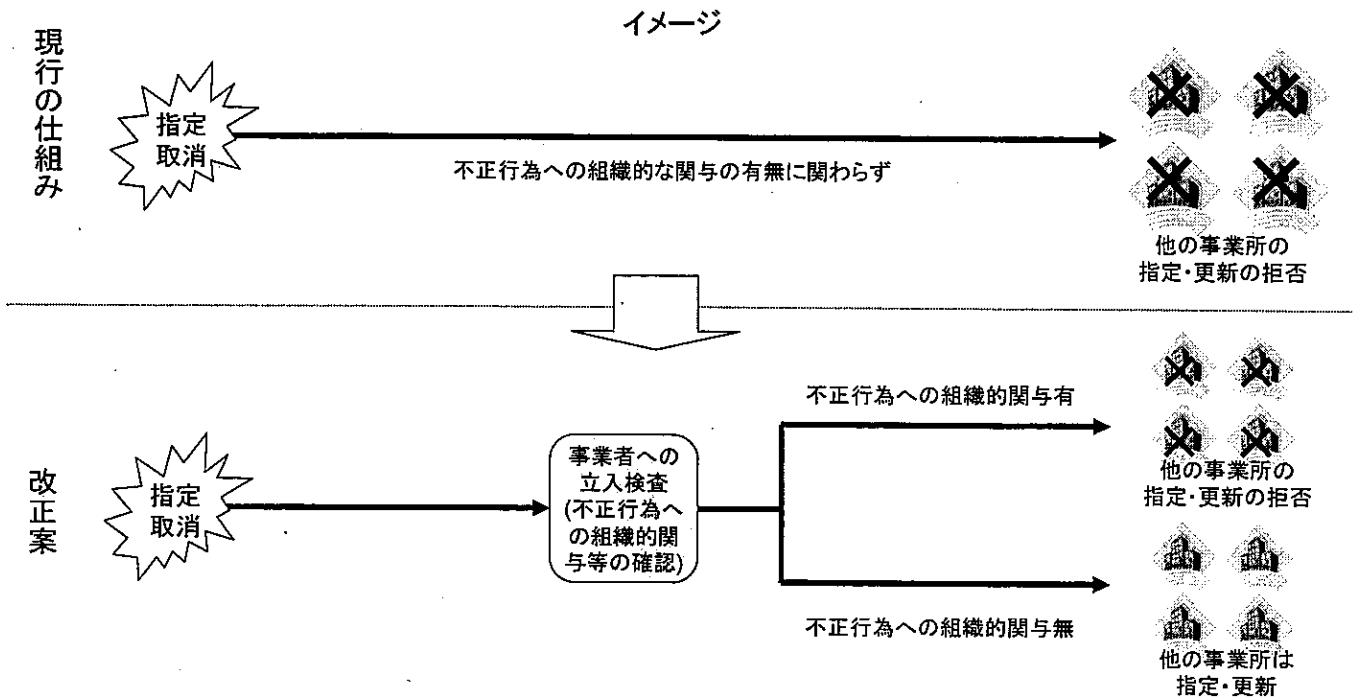
- (1) 株式の所有等により申請者を実質的に支配するなど申請者と同一法人グループであること
- (2) 申請者と密接な関係にある法人であること
- (3) 連座制が適用される取消事案であること

※ 申請者と密接な関係にあるか否かは、指定・更新時に判断する。

6

指定・更新の欠格事由の見直し①

○ いわゆる連座制の仕組みは維持し、事業者の本部等への立入検査により、組織的な不正行為への関与がある場合は、他の事業所の指定・更新を拒否する。ただし、組織的な関与が確認されない場合は、他の事業所の指定・更新を行う。

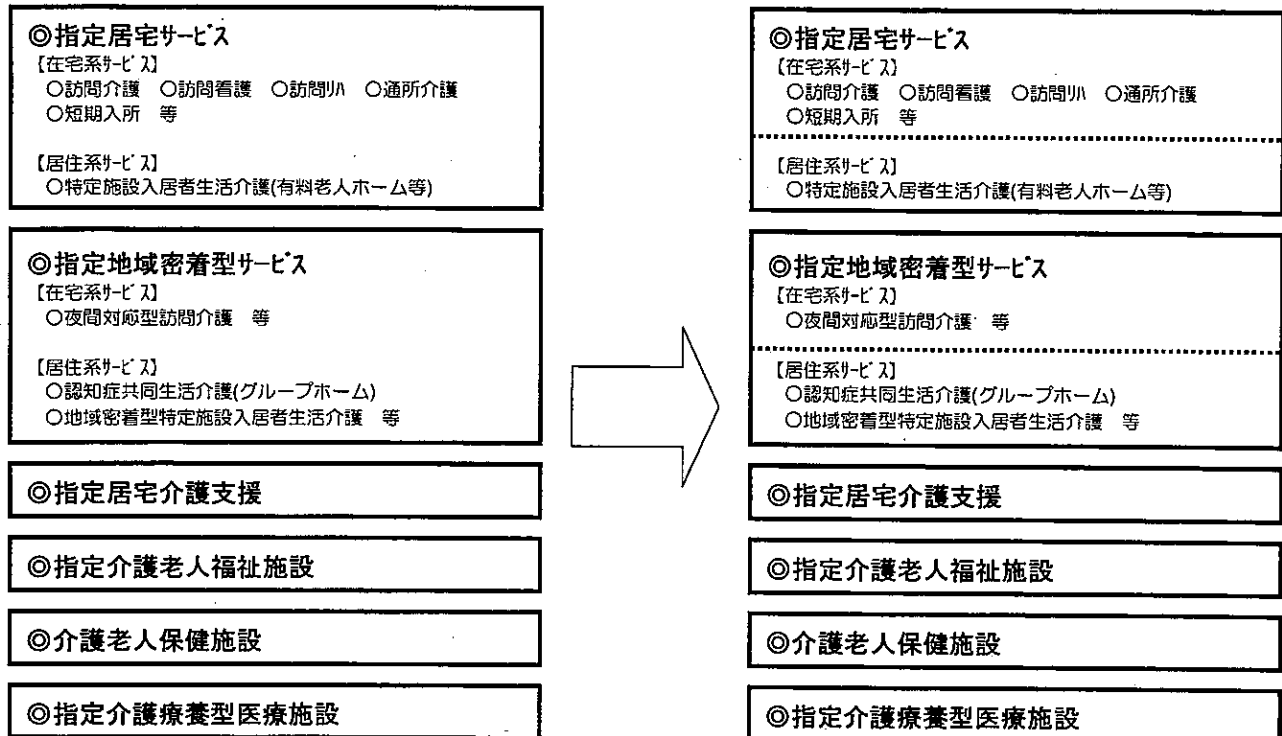


※ 指定取消事案が生じた場合、業務管理体制の指導監督を行う者は事業者の本部等へ立入検査を行い、不正行為への組織的関与の有無及びいわゆる連座制が適用される範囲を確定させる。

7

指定・更新の欠格事由の見直し②

○ 居住系サービス(有料老人ホーム、グループホーム等)は、他の居宅系サービス(訪問介護等)と比べて、指定・更新の拒否を受けた際の利用者に与える影響が大きいため、連座制の及ぶ指定・更新の類型を区分する。



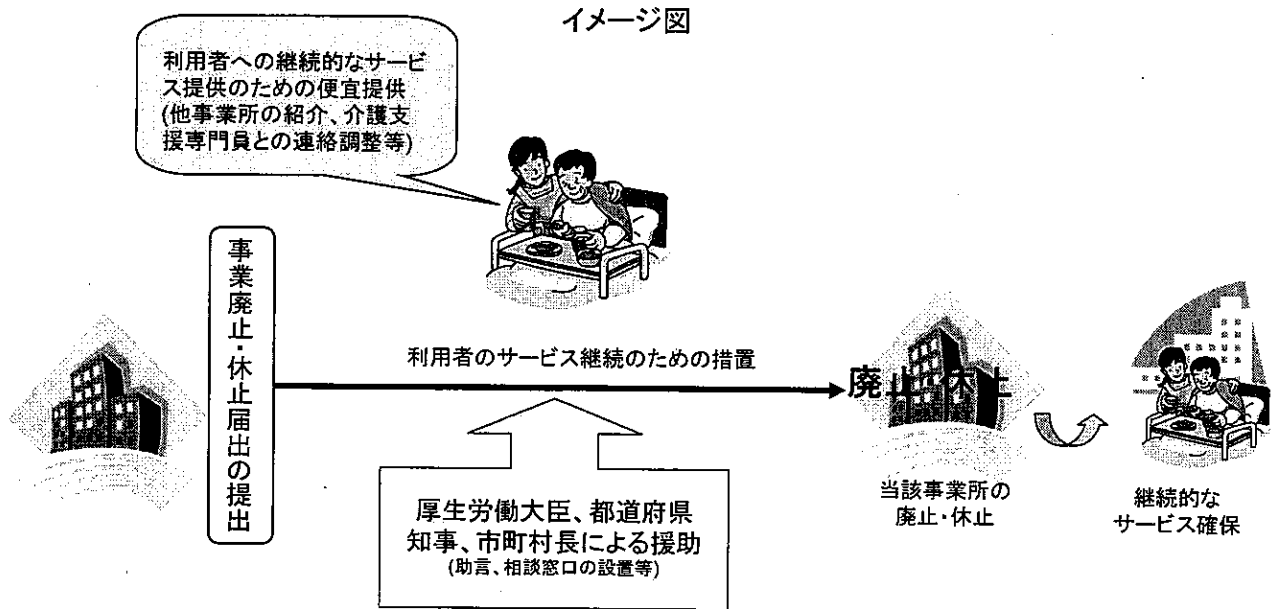
※1 いわゆる連座制は、上記の類型内で適用される。

※2 同様の改正を、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスにおいても実施。

8

事業廃止時の利用者のサービス確保対策

- 介護事業者に対し、事業廃止・休止時における継続的なサービス提供のための便宜提供を義務付ける。
- 厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長は、利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、関係者間の連絡調整、事業者に対する助言その他の援助を行うことができることとする。
- 介護事業者が義務を果たさない場合は、都道府県知事、市町村長が事業者に勧告・命令をすることができることとする。



9

介護報酬の不正利得返還請求規定の見直し

- 返還金等の回収について、手続きを簡素化し、地方税の滞納処分の例によることを可能とすることにより、保険者が確実に回収できるようにする。

現行法と改正法比較

	現行法	改正法
内容	返還金及び加算金	返還金及び加算金を徴収金と位置付け
法的性格	民事上の債権 (民法第703条、第704条)	公法上の債権 (介護保険法第144条、 地方自治法第231条の3)
債権回収手段	民事上の執行手続(※1)	滞納処分(※2)
債権の順位	一般債権と同列	国税、地方税の次

※1 市町村は裁判所に申し立て、裁判所又は執行官が強制執行等を行うこととなる。裁判費用、裁判に要する時間等様々なコストがかかるため、地方自治体が容易には使用しにくい。

※2 督促しても納付しない場合、財産の差押等一連の手続で不正に取得した介護報酬を強制徴収することとなる。

10

都道府県・市町村が実施する指導監督の在り方について

指導にあたっての基本的方針

制度管理の適正化のための指導については、都道府県及び市町村で下記の重点事項を踏まえて指導を実施。

- ① 指定事務の制度説明
→ 「指定及び指定の更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明」
- ② 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
→ 「指定及び指定の更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明」
- ③ 介護報酬請求に係る過誤・不正防止
→ 「都道府県国保連と連携した介護報酬請求事務の講習」

効果

制度の理解
不正の防止

制度管理の
適正化

実地指導については、施設サービス、居宅サービス等を行う事業者及び施設に対し、原則、都道府県及び市町村が実施。必要に応じて厚生労働省（本省及び地方厚生局）との合同により実施。

○ 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取組細目の促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等に当たっては、個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について、理解を求めるとともにピアリングを行い、生活支援に向けたケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって、尊厳のある生活支援の実現に資するよう運営基準違反が確認された場合
※ 著しい運営基準違反が確認された場合
(虐待、身体拘束)

○ 各種加算等に基づき必要な体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働が行われているかなど届出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適切な取扱いについては是正を指導する。
※ 報酬請求に不正が確認された場合
→ 著しく悪質な請求と認められる場合 → 監査へ変更
→ 上記以外の場合 → 一般行政指導（必要に応じて過誤調整）

高齢者虐待防止
身体拘束禁止

不適正な請求
の防止

ケアの実現
よりよい

集団指導

第23条 第24条に基づく実地指導

指導

行政指導

行政処分

- 情報
- 通報・苦情・相談等に基づく情報
 - 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
 - 国保連・保険者からの通報情報
 - 介護給付費適正化システムからの特定異傾向を示す事業者
 - 介護サービス情報の公表制度に関する情報の拒否等に関する情報

報告等(実地検査)

改善報告
※第76条等
改善報告に
至らない場合

改善勧告
※第76条の2第1項等
期限内に勧告に従わなかったとき
→ 期間内に勧告に従わなかったとき
→ 正当な理由に拠らない期間内に勧告に係る措置をとらなかったとき

改善命令
※第76条の2第3項、第4項等
遵守すべき事項が明確にされている場合には、意見陳述のための手続を省略できる。

指定の取消
※第77条、第78条の9、第84条、第92条、第104条、第114条、第115条の8、第115条の17、第115条の26
指定の効力の全部、又は一部停止
※条文は指定の取消と同じ
① 不適正な部分のみサービス停止ができるという柔軟性
② 不正請求の事実の証拠固めをするための報告徴収や検査を十分にを行うことができる。

不利な処分をしようとする場合の手続
→ 聴聞・弁明の機会を付与
→ 聴聞・弁明の機会を付与
→ 聴聞・弁明の機会を付与

介護保険法
の適正化

経済上の措置
(指定基準違反を伴う場合)

過誤調整

返還金 (第22条第3項)

返還金十加算金 (第22条第3項)

※ 「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知)

指定居宅介護支援事業者の指定取消しについて

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定を取り消しました。

1 指定取消事業者

(1) 開設者

- ア 名称等 社会福祉法人広島良城会
イ 所在地 広島市安佐南区沼田町伴9000番地

(2) 指定事業所

事業所名	友愛園居宅介護支援事業所
所在地	広島市安佐南区沼田町伴9000番地
サービスの種類	居宅介護支援
指定年月日	平成11年10月13日

2 指定取消処分年月日

平成20年7月31日

3 指定取消年月日（指定の効力が消滅する日）

平成20年9月1日

4 根拠法令

介護保険法第84条第1項第6号
介護保険法第84条第1項第8号

5 指定取消理由

介護給付費を不正に請求し、受領した。
介護保険法第83条第1項に基づく質問に対し、虚偽の答弁を行った。

6 不正請求額

703,955円

(参考) 介護保険法抜粋

(指定の取消し等)

第84条第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第1号～第5号 (略)

第6号 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

第8号 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。(以下略)

介護サービス事業に係る事務負担の見直しについて

I これまでの経緯

- 介護サービス事業については、これまでも、事業所団体等からヒアリングを行い、介護従事者の定着等を図るために必要な対応の検討の参考とすることを目的に、介護給付費分科会に設置されたワーキングチームにおける事業者ヒアリング等において、「各記録や各種委員会が多すぎて、職員のやりがい無くさせる。」という意見が出されており、同ワーキングチームの報告書においても、「書類作成や事務に係る負担が可能な限り軽減されるよう、規制の見直しが必要ではないか。」等の指摘があった。
- このため、介護サービス事業に係る事務負担の現状を踏まえ、事務手続や書類について可能なものから削減・簡素化することにより、効率的な事業運営や介護従事者の負担の軽減を図ることとした。
- その際、現行の事務手続や書類については、適切な介護サービスの提供を確保することを目的として求められているものであるから、事務負担の見直しに当たっては、削減・簡素化を行っても必要な情報が得られるものについて具体案を検討することとした。
- 具体的には、
 - ① 他の事務手続や書類と内容が重複しており、他の書類や手続で代替可能なもの
 - ② 様式や項目を削減・簡素化しても必要な情報が得られるもの
 - ③ 事務手続や書類作成の頻度が必要以上に高いため、その頻度の見直しが必要であるものについて、削減・簡素化が可能であるかを検討し、その対象となる事務手続や書類を選定することとした。

なお、各自治体におかれても、上記①～③の方針を参考に、必要に応じて事務手続や書類の見直しを図るようお願いしたい。

- このような方針に基づく検討の結果、
 - ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正（省令改正）が必要な事項については、本年7月17日に開催された介護給付費分科会において諮問し、了承を得たことから、パブリックコメント手続を経て、9月1日より施行したところである。
 - ・ 告示改正が必要となる看取り介護加算等の見直しについても、パブリックコメント手続を経て、9月1日より施行したところである。
 - ・ その他通知の改正が必要な事項については、本年7月29日付けで改正通知を各都道府県あてに発出し、8月1日より施行したところである。

Ⅱ 見直しの具体的内容

(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正（省令改正）

① 福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催について

福祉用具貸与に係るサービス担当者会議については、現行では、「少なくとも6月に1回」はサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証することとしているところ、「必要に応じて随時」開催することに改める。

② 介護保険施設等における感染対策委員会の開催について

介護保険施設等における感染対策については、現行では、「1月に1回程度、定期的で開催」することを求めているところ、「おおむね3月に1回以上開催」に改める。

（参考）解釈通知に記載する内容

- ・ 感染対策委員会は、おおむね3月に1回以上、定期的で開催した上で、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催することが必要である。
- ・ 感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。

前記①及び②については、7月17日に開催された介護給付費分科会において諮問し、了承を得たところであり、パブリックコメント手続（7月23日～8月

21日)を経て、9月1日より施行したところである。

(2) 看取り介護加算等の見直し(告示改正)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設及び介護療養型老人保健施設における看取り介護加算及びターミナルケア加算については、現行では、「少なくとも1週につき1回以上」本人又はその家族への説明を行い、同意を得ることを求めているところ、「入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時」に改める。

(参考) この見直しに関連し、同意を得る方法につき解釈通知において以下の内容を記載する。

- ・ 本人又はその家族に対する説明に係る同意については、必ずしも毎回文書により得る必要はないが、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。

この改正については、告示改正事項であるため、パブリックコメント手続(7月29日～8月27日)を経て、9月1日より施行したところである。

(3) その他通知の改正

通知の改正によって対応するものについては、7月29日付けで計画課・振興課・老人保健課の連名通知を各都道府県あてに発出し、8月1日より施行したところであるが、改正の概要については、別紙のとおりである。

通知の改正内容(概要)

事務手続・書類	該当するサービス	改正内容
リハビリテーション マネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問(予防)リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・老人保健施設 ・介護療養型医療施設 	<p>① リハビリテーション実施計画書に相当する内容を各サービス計画(訪問リハビリテーション計画等)に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画書に代替することができる。</p> <p>② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、リハビリテーションマネジメント加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、リハビリテーションマネジメント加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要があるものとする。</p> <p>③ ケアマネジメントに関する情報の提供に係る文書については、リハビリテーション実施計画書及び各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」の写しでも差し支えない。</p>
栄養マネジメント 加算	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・老人保健施設 ・老人福祉(地域密着型)施設 ・介護療養型医療施設 	<p>① 栄養ケア計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画に代替することができる。</p> <p>② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、栄養マネジメント加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、栄養マネジメント加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要があるものとする。</p> <p>③ 栄養ケア提供経過記録の様式例廃止</p> <p>④ 栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、栄養ケアモニタリングの様式例を簡素化</p>
経口移行・経口維持 加算	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設 ・老人福祉(地域密着型)施設 ・介護療養型医療施設 	<p>○ 経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容を各サービス計画(施設サービス計画等)に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画又は経口維持計画に代替することができる。</p>
口腔機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> ・通所(予防)介護 ・通所(予防)リハビリテーション ・認知症対応型(予防)通所介護 	<p>① 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画に代替することができる。</p> <p>② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、口腔機能向上加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、口腔機能向上加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要があるものとする。</p> <p>③ 口腔機能スクリーニングの様式例廃止</p> <p>④ 口腔機能アセスメント、口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画、モニタリングの様式例を簡素化</p>

事務手続・書類	該当するサービス	改正内容
個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・認知症対応型(予防)通所介護 ・特定(予防・地域密着型)施設 ・老人福祉(地域密着型)施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別機能訓練計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画に代替することができる。
リハビリテーション機能強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所(予防)療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リハビリテーション実施計画に相当する内容を短期入所(予防)療養介護計画に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画に代替することができる。
運動器機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション 	<ol style="list-style-type: none"> ① 運動器機能向上計画に相当する内容を各サービス計画(介護予防通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画に代替することができる。 ② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、運動器機能向上加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、運動器機能向上加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要があるものとする。
訪問(予防)看護報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・介護予防訪問看護 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問看護報告書については、訪問看護計画書の記載と重複する箇所の記載は省略して差し支えないものとする。
居宅サービス計画	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5表の「サービス担当者に対する照会(依頼)内容」を削除し、サービス担当者会議を開催しない場合や会議に出席できない場合にサービス担当者に対して行った照会の内容等については、第4表に記載することとするが、他の書類等により必要事項が確認できる場合は、第4表への記載を省略して差し支えないこととする。
施設サービス計画	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設 ・老人福祉施設 ・介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6表の「サービス担当者に対する照会(依頼)内容」を削除し、サービス担当者会議を開催しない場合や会議に出席できない場合にサービス担当者に対して行った照会の内容等については、第5表に記載することとするが、他の書類等により必要事項が確認できる場合は、第5表への記載を省略して差し支えないこととする。
住宅改修における事前申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理由書及び申請書については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の記載と重複する箇所の記載は省略して差し支えないものとする。
訪問(予防)介護の指定申請書類(サービス提供責任者の経歴に係る部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供責任者のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者又は訪問介護員養成研修1級課程修了者の経歴については、介護福祉士登録証の写し、基礎研修修了の証明書の写し又は1級課程修了の証明書の写しで足りるものとする。

(前のページより続き)
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
高速道路の料金の額及び徴収期間の
変更、厚生年金基金清算結了、清算
人退任関係
地方公共団体
職員の免職処分関係
会社その他

省令

○総務省令第九十四号
地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第二百五十四号)の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第百七十一條の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年八月二十九日
総務大臣臨時代理
国務大臣 太田 誠一

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令
地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)の一部を次のように改正する。
第十六條の三第一項中「報酬」を「議員報酬」に改める。
附則
この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

○総務省令第一号
独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十四條第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年八月二十九日
総務大臣臨時代理
国務大臣 太田 誠一
文部科学大臣 鈴木 恒夫

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令
独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十七年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
独立行政法人宇宙航空研究開発機構に関する省令

第十三條を第十四條とし、第七條から第十二條までを一条ずつ繰り下げ、第六條の次に次の一条を加える。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)
第七條 機構は、通則法第三十四條第一項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごととその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。
2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを総務省の独立行政法人評価委員会に送付するものとする。

この省令は、公布の日から施行する。
附則
総務省
文部科学省令第一号
独立行政法人宇宙航空研究開発機構の中期目標に係る業務の実績に関する評価に関する省令を廃止する省令を次のように定める。
平成二十年八月二十九日
総務大臣臨時代理
国務大臣 太田 誠一
文部科学大臣 鈴木 恒夫
国土交通大臣 谷垣 禎一

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の中期目標に係る業務の実績に関する評価に関する省令(平成十五年文部科学省令第一号)は、廃止する。
附則
この省令は、公布の日から施行する。
○法務省令第五十号
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十九條の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年八月二十九日
法務大臣 保岡 興治

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令
出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五十一條中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第一号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

二 船舶にあつては到着の時から二十四時間以内に、航空機にあつては到着後直ちに、到着した出入国港の出入国審査官に対し、当該船舶等の到着時刻その他必要と認められる事項を届け出ること。
三 船舶等が出入国港から出発しようとするときは、あらかじめその出入国港の出入国審査官に対し、当該船舶等の出発時刻その他必要と認められる事項を届け出ること。
第六十一條の三第一項第四号中「第五十一條」を「第五十一條第一号」に改め、同項に次の一号を加える。
五 第五十一條第二号又は第三号の規定による届出

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。
○厚生労働省令第三十五号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十四條第二項、第八十一條第二項、第百五十五條の四第二項及び第百五十五條の二十二條第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年八月二十九日
厚生労働大臣 舛添 要一

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
次に掲げる省令の規定中「少なくとも六月に一回」を「必要に応じて随時」に改める。
一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第百九十九條第五号
二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三條第二十一号
三 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第二百七十八條第六号
四 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第三十條第二十三号

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

附則
この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

【介護予防支援事業者】変更届に係る添付書類一覧

変更届出書の記載事項		添付書類	参考様式
1	事業所の名称	・ 指定介護予防支援事業者の指定に係る記載事項	【付表】
		・ 運営規程（変更後のもの）	
2	事業所の所在地	・ 指定介護予防支援事業者の指定に係る記載事項	【付表】
		・ 運営規程（変更後のもの）	
		・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（※変更があった場合に限る）	【参考様式1】
		・ 移転先の事業所の平面図及び写真	【参考様式3】
		・ 土地及び建物に係る賃貸借契約書又は登記事項証明書	
		・ 雇用契約書等の写し（※変更があった従業員のみ）	
		・ 辞令書等の写し（※変更があった従業員のみ）	
3	申請者の名称	・ 登記事項証明書（原本）	
		・ 定款の写し	
4	申請者の主たる事務所の所在地	・ 登記事項証明書（原本）	
		・ 定款の写し	
5	申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・ 登記事項証明書（原本）（※変更があった場合に限る）	
		・ 定款の写し（※変更があった場合に限る）	
		・ 法人代表者経歴書	【参考様式2】
		・ 介護保険法第百十五条の二十第二項各号の規定に該当しない旨の誓約書	【参考様式5-1】
		・ 役員等名簿（変更した者のみ）	【参考様式5-2】
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	・ 指定介護予防支援事業者の指定に係る記載事項（※変更があった場合に限る）	【付表】
		・ 定款・寄附行為等の写し	
		・ 登記事項証明書（原本）（※変更があった場合に限る）	
7	事業所の平面図	・ 平面図（変更前・変更後）	【参考様式3】
		・ 変更のあった部分の写真	
8	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所及び経歴	・ 指定介護予防支援事業者の指定に係る記載事項	【付表】
		・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	【参考様式1】
		・ 管理者経歴書	【参考様式2】
		・ 資格証等の写し	
		・ 雇用契約書等の写し	
		・ 辞令書等の写し	
		・ 介護保険法第百十五条の二十第二項各号の規定に該当しない旨の誓約書	【参考様式5-1】
・ 役員等名簿（変更した者のみ）	【参考様式5-2】		